（機構における本人確認情報の記録及び保存の方法）

第十五条　法第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第十六条の見出し中「保存期間に係る」を削り、同条中「第三十条の七第一号」を「第三十条の八第一号」に、「本人確認情報」を「特定機構保存本人確認情報（同条に規定する特定機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）」に改める。

第十七条の見出しを「（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）」に改め、同条中「第三十条の八第一号」を「第三十条の九第一号」に、「本人確認情報」を「特定機構保存本人確認情報」に改める。

第十八条の見出しを「（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）」に改め、同条中「第三十条の九第一号」を「第三十条の十第一号」に、「本人確認情報」を「特定機構保存本人確認情報」に改める。

第十九条の見出しを「（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）」に改め、同条中「第三十条の十第一号」を「第三十条の十一第一号」に、「本人確認情報」を「特定機構保存本人確認情報」に改める。

第二十条の見出しを「（通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への本人確認情報の提供方法）」に改め、同条中「第三十条の七第七項」を「第三十条の十第二項」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（通知都道府県以外の都道府県知事への本人確認情報の提供方法）

第二十条の二　法第三十条の十一第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への本人確認情報の提供方法）

第二十条の三　法第三十条の十二第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第二十一条を削る。

第二十一条の二中「第三十条の八第三項」を「第三十条の十五第三項及び第四項」に改め、同条第一号中「及び第二十七条の二第一号」を削り、同条を第二十一条とする。

第二十一条の三中「第三十条の八第四項」を「第三十条の十五第四項」に、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十四条第三項に規定する委任都道府県知事」を「機構」に、「同条第一項」を「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十四条第一項」に改め、「（以下「指定認証機関」という。）」を削り、同条を第二十一条の二とする。

第二十二条から第三十三条までを次のように改める。

（機構における本人確認情報の提供状況についての報告書の作成及び公表）

第二十二条　法第三十条の十六の規定による報告書の作成及び公表は、機構保存本人確認情報の提供先、機構保存本人確認情報の提供を行った年月、提供した機構保存本人確認情報の件数及び機構保存本人確認情報の提供の方法につき報告書を作成し、官報に公告し、かつ、機構の事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供するものとする。

（本人確認情報管理規程の記載事項）

第二十三条　法第三十条の七第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の適正な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

二　法第三十条の十七第一項に定める事務（以下「本人確認情報処理事務」という。）の実施に係る事務を統括管理する者に関する事項

三　本人確認情報の消去を適切に実施するための必要な措置に関する事項

四　本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に関する事項

五　本人確認情報処理事務に関する帳簿、書類、資料及び磁気ディスクの保存に関する事項

六　本人確認情報処理事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

七　本人確認情報の処理に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項

八　本人確認情報の処理に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に関する事項

九　本人確認情報処理事務の実施に係る監査に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、本人確認情報の適切な管理を図るための必要な措置に関する事項

2　機構は、法第三十条の十七第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に本人確認情報管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3　機構は、法第三十条の十七第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（帳簿の記載）

第二十四条　法第三十条の十八の総務省令で定める事項は、機構保存本人確認情報の提供先、機構保存本人確認情報の提供を行った年月日、提供した機構保存本人確認情報の件数及び機構保存本人確認情報の提供の方法とする。

第二十五条から第三十三条まで　削除

第四十六条の表第十一条第三項第二号の項中「から第二十七条の二まで」を「及び第二十一条」に改め、同表第二十一条の二第二号及び第七号並びに第二十七条の二第二号及び第七号の項中「第二十一条の二第二号」を「第二十一条第二号」に改め、「並びに第二十七条の二第二号及び第七号」を削る。

第五十条の次に次の一条を加える。

（市町村における本人確認情報の記録及び保存の方法）

第五十一条　令第三十四条第三項の規定による本人確認情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

（恩給給与細則及び旧国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「都道府県知事（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「住民基本台帳法第三十条の五第一項」を「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。

一　恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）第十条の三第一項

二　国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）第六条の三第一項